



消防出初式での一斉放水（1月7日 相川河川敷にて）

No. **187**

平成30年(2018年)  
2月1日発行

## 平成29年第6回定例会

町長提出議案 2

一般質問 8名の議員が町政を問う 5

だるい、議会だより

# 12月定例会

12月定例会は、12月6日から15日までの会期10日間で開かれ、垂井町第6次総合計画基本構想の策定、条例の一部改正、平成29年度一般会計及び特別会計補正予算など、町長提出議案23件を審議し、いずれも原案のとおり可決しました。

一般質問は、8人の議員が行いました。

## 町長提出議案

### (条例関係)

○垂井町コミュニティ・センター設置及び管理に関する条例の一部改正について 可決

指定管理者に、当該施設の管理を行わせることができるよう見直しを図るため、所要の改正を行うもの。

○垂井町コミュニティ・防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について 可決

指定管理者に、当該施設の管理を行わせることができるよう見直しを図るため、所要の改正を行うもの。

○垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 可決

雇用保険法等の一部改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

○垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例及び垂井町立幼稚園条例の一部改正について 可決

垂井西保育園、垂井東保育園及び垂井幼稚園を統合して、新たに垂井こども園を開設することにより、所要の改正を行うもの。

○垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について 可決

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うもの。

○垂井町転作研修所等の設置及び管理に関する条例の一部改正について 可決

指定管理者に、当該施設の管理を行わせることができるよう見直しを図るため、所要の改正を行うもの。

○垂井町林業センター設置及び管理に関する条例の一部改正について 可決

ことができるよう見直しを図るため、所要の改正を行うもの。

○垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について 可決

人事院勧告に伴う国の対応に準じ、期末手当の引上げを行うため、所要の改正を行うもの。

○垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について 可決

人事院勧告に伴う国の対応に準じ、期末手当の引上げを行うため、所要の改正を行うもの。

○垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について 可決

人事院勧告に伴う国の対応に準じ、俸給表、勤勉手当等の改定を行うため、所要の改正を行うもの。

### (予算関係)

○平成29年度垂井町一般会計補正予算(第5号) 可決

4163万4000円を追加し、

総額93億8322万円に

主な補正として、次のとおりそれぞれ追

加計上するもの。

〔民生費〕介護保険特別会計繰出金307万3千円、私立保育所運営費負担金927万7千円を増額する。〔衛生費〕1号炉乾燥火格子補修工事928万6千円を増額する。〔土木費〕県工事負担金962万円を増額する。

○平成29年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

1869万9000円を追加し、

総額35億9417万4000円に

主な補正として、過年度国県支出金返還金1476万9千円を増額する。

○平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）

8771万1000円を追加し、

総額24億4356万2000円に

主な補正として、介護予防居宅サービス給付費負担金1402万円、高額介護サービス費負担金896万円、国庫負担金等過年度分精算返還金6065万8千円を増額する。

○平成29年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

69万5000円を追加し、

総額3億3269万5000円に

繰出金69万5千円を増額するもの。

○平成29年度垂井町一般会計補正予算（第6号）

4783万1000円を減額し、

総額93億3538万9000円に

主な補正として、次のとおりそれぞれ追加計上するもの。

〔総務費〕職員の異動等により1132万1千円を減額する。〔民生費〕職員の異動等により5231万9千円を減額する。〔農林水産業費〕職員の異動等により8700万円を減額する。〔土木費〕公共下水道事業特別会計繰出金3600万円を増額する。〔教育費〕職員の異動等により1193万2千円を減額する。

○平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

1534万4000円を減額し、

総額11億8069万3000円に

管渠詳細設計等業務委託料500万円、梅谷川推進詳細設計業務委託料1000万円、下水道整備工事6200万円を減額し、公課費6165万6千円を増額するもの。

○平成29年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

157万2000円を追加し、

総額3257万2000円に

公課費157万2千円を増額するもの。

○平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）

29万7000円を追加し、

総額24億4385万9000円に

給与改定等により29万7千円を増額するもの。

## （その他）

○専決処分の承認について

第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙事務に要する経費を専決処分したので承認を求めるもの。

○専決処分の承認について

乗用草刈り機による物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分したので承認を求めるもの。

○専決処分の承認について

町道陥没箇所での物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分したので承認を求めるもの。

○岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

本町が加入する一部事務組合の規約を変更するもの。

○垂井町第6次総合計画基本構想の策定について

垂井町第6次総合計画の基本構想を策定するもの。

## 委員会活動

各常任委員会において、次のことについて協議・調査を行いました。

### 総務産業建設委員会

12月7日

**総務課** 垂井町コミュニティ・センター設置及び管理に関する条例の一部改正について、垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、平成29年度垂井町一般会計補正予算(第5号)、選挙人名簿定時登録者数について(12月1日現在)、人事院勧告について、新庁舎について、基金について

**企画調整課** 垂井町コミュニティ・防災セン

ターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、垂井町第6次総合計画基本構想の策定について、庁舎移転に伴う防災行政無線の移設について、空家等の対策について

**税務課** 土地の評価替えに係る平成30年度分の基準地価格について、「確定申告のお知らせ」はがきの送付について、町税等徴収嘱託員制の廃止について

**消防** 新井地内防火水槽新設工事、消防団出動状況、女性防火クラブ出動状況

**建設課** 平成29年度垂井町一般会計補正予算(第5号)、国県町土木工事・事業の進捗状況について

**産業課** 垂井町コミュニティ・センター設置及び管理に関する条例の一部改正について、垂井町転作研修所等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、垂井町林業センター設置及び管理に関する条例の一部改正について、平成29年度垂井町一般会計補正予算

(第5号)、離山企業誘致について、東谷林道陥没による車両等の破損について

**上下水道課** 「下水道事業関係」平成29年度下水道工事の進捗状況、「水道事業関係」平成29年度下水道工事の進捗状況、相川左岸地域施設改良事業について、公共下水道事業特別会計並びに農業集落排水事業特別会計の消費税の修正申告に伴う補正予算について

### 文教厚生委員会

12月8日

**健康福祉課** 垂井町立保育所の設置及び管理

に関する条例及び垂井町立幼稚園条例の一部改正について、垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、平成29年度垂井町一般会計補正予算(第5号)、平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第2号)、垂井こども園建築工事の進捗状況について、平成30年度の子育て支援体制に

ついて、第7期いきがい長寿やすらぎプラン21の策定について、けやきの家移転に伴う事業内容の移行について

**住民課** 平成29年度垂井町一般会計補正予算(第5号)、平成29年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、平成29年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、国民健康保険賦課方式について、粗大ごみの収集状況について

**学校教育課** 垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例及び垂井町立幼稚園条例の一部改正について、平成29年度垂井町一般会計補正予算(第5号)、第2次垂井町教育大綱(案)について、カルガリー市派遣交流事業について、垂井の学校教育公表会について

**生涯学習課** スポーツ振興計画について、美濃国府跡整備計画について



▲垂井こども園建築工事現場の視察

太田佳祐議員

## ○ 出産、子育て支援のために「きずなメール」の導入を<sup>ほか</sup>

出産、子育て支援のために「きずなメール」の導入を



「きずなメール」とは、NPO法人が運営し、出産・子育てに必要なアドバイスや行政の出産・子育て支援事業についてその時期に合わせたメールを配信するサービスである。情報が手軽に入手可能になったり、母親だけでなく父親も登録することで、家族の子育て意識が醸成される。また、妊娠・出産期の切れ目のない支援により利用者から行政に対する信頼も得られやすいものとなる。そこで、以下問う。

問妊娠・出産期の課題は①核家族化により子育てが孤立している傾向にある②子育て支援事業の認知度が低い③行政に対する相談はハードルが高い④父親をはじめとする家族を啓発する必要があることの4点が挙げられるが、「きずなメール」を導入し、積極的な事業展開を行っている。

る相談はハードルが高い④父親をはじめとする家族を啓発する必要があることの4点が挙げられるが、「きずなメール」を導入し、積極的な事業展開を行っている。

答健康福祉課長

4つの課題については、保健センターや子育て支援センター等の現状の取り組みの中でおおむね対応ができていくものと考えています。また、母親自身の人と人との関わりについて孤独感を払拭できるような事業や対応に努めている。今後は、メールの配信も含め、さまざまな施策導入を検証し、引き続き、切れ目のない子育て支援を行い、安心して出産・子育てができる環境を構築したい。

## 非認知能力の向上に向けた教育の充実を

目標に向かって最後まで諦めない力、リーダーシップ、コミュニケーション力、誠実さなど、テスト等で測ることのできない能力全般のことを「非認知能力」という。国も非認知能力の向上にむけた取り組みの必要性を認識しており、次期学習指導要領にも導入される見込みであることから、以下問う。

問非認知能力向上のための教育について調べると、町がこれまで行ってきた教育で十分養われていると考えられる。本質を変えずに時代に受け入れられる表現をし、町の教育をわかりやすくPRするためにも、町で実施している授業や事業を「非認知能力の向上」という観点で整理し、その情報を保護者や地域の方に発信しては。

に発信しては。

答健康福祉課長

非認知能力の向上についての理解を深めるため、活動の中で保育士がどのように子どもと関わるべきかについて、大学から専門の講師を招き、定期的に研修を受けて取り組んでいるところである。園だよりやホームページなどで地域へ広く情報を公表するとともに、園児個々については直接保護者に伝えるなど、非認知能力という観点からの情報について、さらに発信していきたい。

山田利夫議員

## ○ 一般質問における答弁の認識や重さについて

一般質問における答弁の認識や重さについて

一般質問は住民の方から大きな関心が持たれる大事な議員活動の場と同時に、議員として行政

きたい。

学校教育課長 教育委員会では、知・徳・体の調和のとれた園・学校教育を推進しているところである。非認知能力は道徳の教科はもちろん、授業・部活動・給食・家庭学習など、すべての教育活動の中で育成されるべきものである。今後も、非認知能力向上の観点から指導のあり方等を見直し、様々な機会を通して非認知能力の重要性とその取り組みについて保護者や地域へ啓発していく。



全般的について町の方針をただす一番の機会である。質問に対する答弁は原則として首長が行うべきものと私は認識している。副町長・教育長又は課長

の答弁は、首長答弁の詳細な内容や数値などを補完するものであり、政治責任を代行しての答弁ではないと考えるが、以下問う。

**問**首長にかわって答弁する、副町長・教育長・各課長はどういう認識で答弁しているか。

**答**副町長 答弁内容については、一般質問通告書に基づいて、事前に庁内の調整会議においてとりまとめ、町の方向性・方針としての認識のもとで答弁している。

**教育長** 教育委員会制度のもとでの教育長としての責任を重く受けとめ、町長部局との緊密かつ十分な連携を図り、真摯な姿勢で答弁すべきと認識し、答弁している。

**総務課長** 答弁者側として、質問内容によりできる限り答弁全体を詳細に網羅し、正確に答えるよう心がけている。事前の

調整会議において、町長の思いや考えを十分把握、調整した上で答弁している。

**問**副町長・教育長・課長の答弁を聞いて町長はどのように感じたか。

**答**町 長 一般質問は、議員が町政全般についてその思いをただしたり、議員の考えを伝える良い機会でもあり、大事な場であると思う。すべての職員が責任を持って答えられており、誰が答弁したかではなく、何を答弁したかが問題であると考えている。

**問**副町長・教育長・課長は首長答弁の補完者であるとは認識しているか。

**答**町 長 副町長等、演壇に立ち答弁する者について、補完者であると同時に一人の執行者であると解している。質問内容により、大局にわたる

部分、政治的判断が求められるもの等については、長である私が答えるべきと考えている。

**「総合計画」策定と併せて「財政健全化条例」を制定すべき**

平成28年6月一般質問で「財政健全化条例」について尋ねたが、「総合計画」と「財政健全化計画」は大きくリンクしており、必要不可欠であると考えているため、以下問う。

**問**ホームページに掲載されている平成30年度予算編成方針において、「見える化」との記載があるが、職員に対してどのような意図で説明したか。

**答**町 長 国が示した「経済財政運営と改革の基本方針2017」からの抜粋であり、この文脈に関して具体的な説明は職員にしていない。しかし、「見える化」の趣旨は、国は各地方公共団体の基金の状況など把握し、決

算情報などを通して、住民一人当たりのコストなどを分かりやすく公表していくことを示していると考えている。

**問**多治見市では総合計画策定を見越して、多治見市健全な財政に関する条例を施行されているが、多治見モデルを参考に本町も直ちに取り組むべきでは。

**答**総務課長 町の第6次総合計画の各テーマの中で、目標を立て個別計画を推進し、PDCAサイクルを運用することで効果が期待できるのではないかと考えている。

**基金の適正な管理について**

**問**基金管理の事務手続きとして、基金台帳・基金現況報告書・基金運用調書等整備されているか。また、町の財務規則は規定されているか。

**答**総務課長 会計課で基金台帳となる基金出納簿

を備えている。また、基金現況報告書としては、毎月、基金に属する現金の保管状況表を作成し、例月出納検査で報告している。定額運用基金である土地開発基金については、決算書の中で基金運用調書として備えている。財務規則としては、15の基金を条例で定め、会計規則等に基づき、基金の適正管理に努めている。

**問**9月定例会の一般質問において、「基金の整理・統合・新設等は遅くとも来年度の早い時期には示し、実施できればと考えている」との答弁があったが、関係機関に協議し、適切な事務手続きを先に実施すべきと思うが、考えは。

**答**総務課長 現時点では、新年度直ちに基金の統廃合を予定しているものではない。整理等の際は、関係機関とも十分協議の上で具体的な手続きを進

めたいと考えている。

## 〇 玖の宮交差点改良計画 その後の進展は

問 玖の宮交差点改良計画について、この事業が相  
当遅延するか、頓挫しな  
いか心配している。6月  
議会の一般質問でも同様  
のテーマで質問したが、  
その後の進捗状況は。

答 建設課長 設計内容に

## 中村ひとみ議員

## 〇 成年後見制度の利用 促進について



## 成年後見制度の利用促進について

成年後見制度が十分に  
利用されていない状況を  
鑑み、成年後見制度の利  
用の促進に関する法律が  
制定された。また、成年  
後見制度利用促進基本計  
画が閣議決定され、①利  
用者がメリットを実感で  
きる制度運用への改善②  
権利擁護支援の地域連携

については基本的に変更な  
いが、国道北側の一部の  
歩道設置の必要性の有無  
を検討中で、公安委員会  
と事前の協議を行ってい  
る。地権者で未承諾の方  
もいるため、粘り強く交  
渉を行い、地権者全員の  
承諾を得て、用地測量・  
補償算定を行っていく予  
定である。

ネットワークづくり③不正  
防止の徹底と利用しやす  
さとの調和の3点がポ  
イントとしてあげられて  
いる。この基本計画を勘  
案して、市町村において  
も基本計画を策定するこ  
とを求められていること  
から、以下問う。  
問 町としてどのような課  
題認識を持ち、今後取り  
組んでいくか。

答 健康福祉課長 認知症

高齢者やひとり暮らし高  
齢者等が増加し、権利擁  
護のニーズは高まりつつ  
あると考える。町には、  
来年度から実施する在宅  
医療・介護連携推進事業  
による協議体や、地域ケ  
ア会議推進事業による地  
域ケア推進会議などが類  
似的組織としてある。こ  
れらの組織等を活用し、  
国の基本計画が求める地  
域連携ネットワークにお  
ける役割を実施していく  
仕組みを構築していく必  
要があると考えている。

問 成年後見制度利用促進  
法や国の基本計画を受け、  
いつまでに町の基本計画  
を策定するのか。

答 健康福祉課長 計画の  
策定が努力義務の範疇で  
あることや、近隣市町の  
策定状況、垂井町の現在  
の状況からまずすぐに策定  
が必要かと判断しかねて  
いる。なお、策定に関わ  
らず、引き続き支援して

いく。

問 利用が必要な方を適切  
に制度利用につなげるた  
め、福祉関係者団体への  
更なる普及啓発などが必  
要ではないか。

答 健康福祉課長 今後さ  
まざまな会議や広報で啓  
発をしていきたい。

## 障がい児者支援のあり 方について

問 保育園や幼稚園で、軽  
度の障がいの疑いのある  
子、少し心配のある子が  
増えてきていると聞いて  
いる。基準以上の保育士  
を設置するのが困難な中、  
この問題についての認識  
と取り組み状況は。

答 健康福祉課長 いわゆる  
グレーゾーンの子につ  
いて判断する線引きが難  
しいため、一概に増えて  
いると言いきれないが、  
支援が必要な子に対し、  
保育士は一人一人に内面  
から寄り添った丁寧な支  
援を心がけている。現在、  
各種取り組みをおこなっ

ており、支援が必要な子  
への対応について、子育  
て支援の中でも特に力を  
注いでいる。

問 福井県では、早期発見  
・早期支援・途切れない  
支援を実現するため「子  
育てファイルふくいっ  
子」の支援ツールを作成  
している。幼児期から成  
人まできめ細かな支援を  
受けられるよう、福井県  
を参考にした取り組みが  
必要ではないか。

答 健康福祉課長 町でも  
平成29年1月から、成長  
の過程や各支援機関での  
相談内容・支援の記録を  
ファイルしておくことが  
できる生活支援ノート  
「すくすく」の配布を始  
めた。早期発見につなげ  
るためのアセスメントの  
ようなものはないが、途  
切れのない支援を補助す  
るツールとして活用でき  
る。早期発見については、  
いずみの園・保健センタ  
ー・各保育園が連携して

取り組んでいる。

学校教育課長 特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して個別支援計画を作成し、切れ目のない支援につなげるよ

う努めている。子どもの状態を視覚的に捉えやすくする工夫などを参考にしながら、町の個別支援計画の改善に役立てていきたい。

## 後藤省治議員

○ こどもの貧困対策について

貧富の差による学力格  
差は、小学校4年生ごろ  
から拡大していくという

町行政における貧困の定義は。また、貧困家庭の数量は。



健康福祉課長 貧困に

おいては、生まれながらにして平等でなければならぬと思う。このテーマについて、町のどの資料にも住民への情報がなかったことから、以下問う。

**問** 貧困には、生命を維持するため最低限必要な衣食住が満ち足りていない状態の絶対的貧困と、地

ついては、定義づけが難しく、一律に生活レベルの線を引くことも難しいため、政府統計の指標を参考としつつ、個々のケースごとに判断する必要があると考えている。町の貧困程度のレベルについては判断することが難しいのが現状。

域社会において普通とされる生活を享受できない状態の相対的貧困がある。

問子どもの貧困対策に關し、地方公共団体は地域の施策を策定し、実施す

る責務を有すると規定されているが、施策はできているか。

岐阜県少子化対策基本計画の一部に岐阜県子ども貧困対策計画を位置づけており、県の計画に基づき、連携を図りながら各種施策を展開していくものと考えている。

問 「貧困」という言葉は、重要なキーだと思うが、今後の対策も含めてどう捉えていくか。

【答町長 国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）において17の項目で目標をたてているが、第1点

目に「貧困」が挙がっている。町第6次総合計画でもSDGsを意識していく中で「貧困」も取り上げていくことになると思う。

問 小学4年生が学力格差の分岐点になるといふことを初めて知ったが、「4年生の壁」とは。

**【答】**学校教育課長 9歳以降の小学校高学年の時期は、発達の個人差も顕著になり、自己肯定感を持ちにくくなるなどの時期であるため、そのような表現がされていると思われる。実際に児童の様子を見ると、4年生のみならず、その学年毎で乗り越えなければならぬ、言わば「壁」があると捉えている。

問 貧困による学力格差が出ないような対策が必要と思うが、今後の対策は

**答** 学校教育課長 町の小  
・ 中学校教育指導の方針  
と重点に基づき、一人一  
人の学習状況を捉えた上

で、児童生徒に確かな学力を育む指導に努めている。今後とも家庭の経済状況に関わらず、すべての子どもたちに確かな学力が身につくように取り組んでいく。

問 きめ細かな学校での管理をするためにスクール

ソーシャルワーカーを導入しては。

**答教育長** 学校と家庭をつなぐ役割を持つ新たな職ということで、西濃教育事務所に1名配置され状況に応じて派遣してもらえるようになっていいる町にはスクールアドバイザーがいるので、家庭と学校をつなぎ、子どもたちと学校とのよりよい関係をつくることに活用していきたい。

問 県ではこどもの貧困対策として、子ども食堂に取り組む市町村に補助する事業を始めたが、町の今後の子ども食堂について考えは。

答健康福祉課長 県の受託事業として、町社会福祉協議会が子どもの学習支援事業を今年度から実施している。まずは、この事業について、支援体制を構築し、事業の展開を軌道に乗せることを目指している。

乾 豊議員

## ○学校等トイレの洋式化について<sup>ほか</sup>

### 学校等トイレの洋式化について

子どもの便秘が増加している背景には、学校のトイレの老朽化や洋式か否か、また、排便教育が浸透していないと考えられるが、以下問う。

問 排便教育の現状は。

答 学校教育課長 食生活アンケートや生活習慣チェックにより排便状況を把握するとともに、望ましい生活習慣を啓発している。今年度は、生活アンケートの結果に基づき、栄養教諭が表佐合原小学校の1年生を対象に指導した。また、保健室へ来室する児童・生徒に対しては、排便について個別指導を行い、保護者と連携する中で望ましい生活習慣が身に付く



よう取り組んでいる。

問 小中学校のトイレの洋式化は。また、災害対策の観点から体育館のトイレの多目的化は。

答 学校教育課長 必要と考えるが、喫緊に取り組むべき課題が山積しているため、優先順位を熟慮し、安全・安心な学習環境の整備に努めていく。

### 町営住宅の現状とこれからの課題について

問 改築や修繕を要するもの、取り壊すものはそれぞれどのくらいあるか。

答 建設課長 永長町営住宅2棟の屋上防水シート工事をはじめ、外壁の塗装修繕等の改修を見込んでいる。退去者があった際に駒引町営住宅と比女町営住宅は取り壊しているが、梅谷町営住宅は長

屋の建物であり、一斉に取り壊す必要があるため、時期は未定である。

問 町営住宅の数、質、立地は入居希望者のニーズに答えられているか。

答 建設課長 入居待機者もなく、町内にバランスよく配置されていると思われる。老朽感を感じるが、低廉な家賃であることから現状を維持せざるを得ない。

問 入居者の契約期間はあ

るか。

答 建設課長 期限は設けていない。

問 新築を含め、住宅戸数を増やしていくのか。

答 建設課長 現時点での新築の計画はなく、住宅戸数を増やす予定はない。

問 入居希望者は増加すると見込んでいるか。

答 建設課長 減少すると見込んでいる。

問 母子家庭、高齢者、障がい者などのニーズに対してどのように考えてい

くのか。

答 建設課長 垂井町公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画策定の際に、さまざまなニーズ調査を実施し、有効な情報を収集できるよう検討する。

問 今後、町としてどのような取り組みをしていくのか。

答 建設課長 時代や垂井町に合った運営が実現できるよう、個別施設計画策定に向けて取り組む。

### 空家対策について

以前空家について一般質問したが、その後の対策と進捗状況について、以下問う。

問 町内の空き家の数とその調査方法は。また、自治会との連携や特定空家等の公表は。

答 企画調整課長 水道データー等を用い、候補を抽出した上で現地確認を行い、疑いがある案件の所

有者等に対して意向調査を実施し、400軒を空家と把握した。自治会との連携はなかったが、再調査の際には視野に入れ、検討したい。また、特定空家等と認めた物件はないが、あくまで個人の財産であるため、公表は控える。

問 市町村の責務として空家等対策計画の作成があるが、その内容は。

答 企画調整課長 指針や計画期間、調査、適切な管理の促進、活用の促進に関する事項等があり、現在策定を進めている。

問 空家等対策計画策定の作成にあたり、協議会を設置することができ、協議会設置の進捗と今後の見通しは。

答 企画調整課長 近々組織する予定であり、数回協議会を開催し、空家等対策計画を策定したい。

問 特定空家等については、その対策を検討・整理し、

空家管理条例を制定しては。

**〔答〕企画調整課長** 国の基本方針やガイドラインと併せ、空家等対策計画に基づき、対処していきたいと考えているため、今後、必要に応じて検討していきたい。

**〔問〕**町民の空家に対する関心を一層深めるため、広報誌やホームページを活用し、啓発しているか。

**〔答〕企画調整課長** 「空き家・すまい総合相談室」の出張相談の開催にあたり、広報やホームページで周知を図った。今後、空家等対策計画の公表する中で住民の理解と関心を深め、空家等の発生抑制、適正管理、利活用の促進等に積極的に取り組んでいきたい。

**〔問〕**関係機関との情報共有による連携強化は図っているか。

**〔答〕企画調整課長** 現在、関係機関と連携を図りな

がら取り組んでいるところだが、今後、連携をよ

り一層強化したい。

## 広瀬隆博議員

### ○スマホを活用した危険箇所の早期発見について

#### ＝スマホを活用した危険箇所 の早期発見について＝

**〔問〕**道路の陥没箇所を走行した自動車が破損し、損害賠償を支払うという事案があった。陥没箇所を

いち早く発見し、応急処置を行えば、事故を未然に防ぐことができるが、住民に危険箇所の写真をスマホで撮ってもらい、位置情報とともに役場に送信してもらうような早期通報体制を整えてはどうか。

**〔答〕建設課長** 道路陥没は、状況次第では大きな事故につながるため、電話で通報していただいた後、速やかに事故防止等の処置を実施している。通信



システムの活用は、確認が容易かつスピーディーになると推測されるが、タイムラグが心配されるため、当面は現在の体制を維持する。

**〔問〕**スマホを活用した危険箇所の早期通報体制の構築は、協働によるまちづくりにつながると思うが見解は。

**〔答〕町長** まちづくりへの参加の一つと認識している。ITの利用は今後考えていく必要があるが、現状、道路管理に関する通信システムの活用は考えていない。

#### ＝台風21号被害状況と今後の対策について＝

10月22日に直撃した台

風21号。栗原地区の一部では、冠水し、通行止めとなるなどの影響が出ていたが、以下問う。

**〔問〕**栗原地区の水害は、今まで何回も繰り返されているが、今後の対策は。

**〔答〕建設課長** 逆流防止を目的に県が設置した泥川水門により、水害は最小限に済んだと認識している。しかし、水害がなくなったわけではないため、今後も国や県に排水機場の設置を要望していききたい。

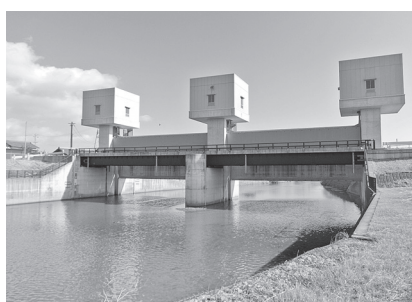
**〔問〕**水路の近くに車が落ちていたが、水路に接する町道栗原42号線・48号線・49号線に転落防止のガードレール等を取り付けるなど、早急に対処されたいが、考えは。

**〔答〕建設課長** 防護柵の設置基準により、人的損害を及ぼすおそれがあるか否かにより、防護柵設置の必要性が検討される。総合的に検討した結果、

防護柵の設置は不要と思われるが、危険性及び交通安全上の観点から、今後検討していきたいと考えている。

**〔問〕**防護柵設置は不要のことだが、今後の対応は。

**〔答〕町長** 路肩がわかるようなデリネーター（視線誘導標）の設置など、今後検討していきたい。



▲泥川水門

若山隆史議員

## ○可燃ごみ減量の戦略的

### 取り組みについて

可燃ごみ減量の戦略的  
取り組みについて



問 いくつか到来するクリーンセンターの寿命を見越して、いかに可燃ごみを減らすかが重要である。平成26年度から平成28年度の可燃ごみ年間処理量は一般家庭収集分では150トンほど減少したが、事業所持込分は300トンほど増加している。この状況を踏まえ、可燃ごみの実態調査の結果や事業所持込分のごみを分析するなど、戦略的な取り組みを実施すべきと思うが、具体策はどう考えているか。

答 住民課長 事業所が排出するごみの実態調査を行うことは減量の第一歩であり、その調査データを分析し、事業所に減量

に向けた取り組み等をお願いすることも必要と考えている。さらに、他市町村の事業所から排出されるごみを搬入されることがないように一般廃棄物収集運搬業許可業者に指導していきたい。また、家庭ごみのさらなる減量に向けて情報提供や広報啓発に努め、自治会やまちづくり協議会との連携を強化することも重要であると考えている。今後とも一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の発生・排出抑制、再資源化、適正処理を推進していく所存である。

問 さまざまな検証を行い、減量や啓発に取り組んでいると思うが、さらに一歩踏み込んだ施策が重要となるのでは。

答 町長 周知徹底や意識啓発、ごみ減量推進委員の普及活動の支援等も含めて、現在実施している取り組みを着実に進め、ブラッシュアップしていきたい。

## 国政における働き方改革、県におけるワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定施策と垂井町子育て応援企業認定制度について

問 国が働き方改革を推進する取り組みを行っている中、県においても岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度を実施している。この制度を把握するとともに県と連携し、町内企業・団体に対して啓発に努め、登録・認定につながるよう取り組むべきと思うが、考えは。また、子育て支援にさらなる施策を重ねることは本町の優位性をアピールする上でも、良質な取り組み

答 健康福祉課長 福祉サイドと企業は接点が乏しいため、関係各課と連携を図り、推進する必要がある。企業において託児所や保育所を設置する場合は、積極的に協力していきたい。

みと思うが、考えは。

答 企画調整課長 広報に制度の掲載を継続的に行っていきたい。また、関連各課と連携し、工場会や商工会と情報交換する中で、他の雇用施策と併せて、国・県が行う制度について周知を図ってきたい。

答 産業課長 企業が誰もが働きやすい魅力的な職場環境をつくることは、雇用の促進につながり、町の発展にもつながると考えている。今後、関連各課と連携を図り、工場会や商工会と協力し、制度の活用を町内企業へ周知していきたい。

答 健康福祉課長 福祉サイドと企業は接点が乏しいため、関係各課と連携を図り、推進する必要がある。企業において託児所や保育所を設置する場合は、積極的に協力していきたい。

### ※ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度

誰もが働きやすく、魅力的な職場環境づくりを進めるため、従業員の仕事と家庭の両立支援や女性の活躍推進などの取り組みが特に優れている企業を岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業として認定する制度。

富田栄次議員

○副町長制をなくせ<sup>ほか</sup>



副町長制をなくせ

が悪くなった」との住民の声があるが。

**町長**は当時、財政上の問題を大きく取り上げた結果、当時、議会は議員定数を5人削減した。副町長の職務は、町長を補佐し、政策及び企画をつかさどり、職員の担任する事務を監督し、町長の職務を代理することだが、不祥事、事故が続く現況はその職務が果たされていないとの声があるが、以下問う。

**問**副町長の給与と退任時の退職金はどれほどか。

**答**町長 給料月額62万5千円。退職金については給料月額×在職年数×3となる。

**問**副町長制により「各課からの活発な意見が出にくくなった」や「風通し

**答**町長 風聞風説により町の組織を変えることはできない。誰がどのような趣旨で言っているのかをはっきりさせた上で、至らぬところを改めることができると考えている。

**問**「風聞風説ではない。

財政的な観点からも副町長を置かないこととすべき」との住民の声があるが。

**答**町長 副町長は私をしつかり補佐するとともに、的確に職務を遂行しており、全幅の信頼を寄せている。地方創生が叫ばれる中で地方自治体の持てる力を遺憾なく発揮するためにも、副町長が果たす役割は重要と考える。庁舎問題、企業誘致、

幼保一元化等の課題や本町が置かれている状況を鑑みても、副町長制は必要不可欠である。

**問**副町長制の目玉となるような新しい企画立案はあるか。

**答**町長 検討委員会での調査、検討を踏まえ、経営統合会議で審議、調整を行い、町の意思決定をするという形をつくってきた。

新桜橋（上部工）整備  
工事の契約解除後について

9月議会で株式会社郷鉄工所による新桜橋（上部工）整備工事の契約解除について質問したが、5月24日に契約をしてからすでに半年が経過しているが、以下問う。

**問**9月以降の経緯と遅れている原因は。また、今後の見通しは。

**答**建設課長 主桁材料となる鋼材は、神戸製鋼所が製作し、郷鉄工所に納

入していた。10月8日、神戸製鋼所のアルミ等製品のデータ改ざんが公表されたため、確認したところ、その鋼材はデータ改ざんがないとの回答を得た。その後、経済産業省が神戸製鋼所の20工場に対して、外部調査委員会による立入検査を実施するとの報道があったため、問題ないことが確認でき次第、発注していく予定である。

**問**この責任は一体誰が取るのか、改めて尋ねる。

**答**建設課長 神戸製鋼所のデータ改ざんによるものであり、町に責任はないと考えている。



▲現在の新桜橋

表佐小学校のグラウンドの排水対策について

平成28年12月議会で当時の教育次長より、「グラウンド排水対策について」の質問に対して「降雨時における調査を実施し、その対策を講じる。」と答弁があったが、以下問う。

**問**調査結果は。

**答**学校教育課長 学校からの修繕要望や降雨時に学校へ行くなど、随時調査を行っているが、表佐小学校に限らず、ほかの学校でも排水が進まない状況が見られる。

**問**排水対策をすべきだが、**答**学校教育課長 降雨後すぐに利用できるような排水対策は必要と認識しているが、抜本的な排水対策には多額の費用が必要となることから、今後、表佐小学校に限らず、各学校の状況を見ながら、できることから行っていきたい。